## 公 告

(仮称)小牧市こども未来館講座等開催業務に係る業者選定を次のとおり実施する。

令和元年10月16日

小牧市長 山 下 史守朗

## 1 選定方式

公募型プロポーザル方式

2 参加資格及び業務内容

別添の(仮称)小牧市こども未来館講座等開催業務委託プロポーザル 実施要綱(令和元年10月1日31小こ第1443号)による。

3 実施スケジュール

項目	日程		
実施要領等発表	令和元年 10 月 16 日		
質疑受付	令和元年 10 月 16 日~11 月 1 日		
募集説明会	令和元年 10 月 25 日午後 3 時		
質疑回答(市ホームページ掲載)	令和元年 11 月 8 日		
参加表明書等の提出期限	令和元年 12月6日		
書類審査	令和元年 12月9日		
企画提案審査 (プレゼンテーション)	令和元年 12 月下旬 (予定)		
結果発表(公表・通知)	令和元年 12 月末		

※期間の表示のあるものは、午前9時から正午及び午後1時から5時30分まで(期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に行うものとする。

## 4 問合せ先

小牧市こども未来部 こども政策課 事業係 電話:71-8613

(仮称) 小牧市こども未来館講座等開催業務委託プロポーザル実施要綱

令和元年10月1日31小こ第1443号

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称) 小牧市こども未来館講座等開催業務について 技術的に最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。) を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 対象とする業務は、(仮称) 小牧市こども未来館講座等開催業務(以下「業務」という。)とする。

(参加資格)

- 第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれに も該当する者とする。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者
  - (2) 第5条の参加表明書を提出する日において、小牧市の入札参加資格 者名簿に記載されている者又はこれと同等の資格を有していると市 長が認める者
  - (3) 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成11年3月4日 11小総第47号)に基づく指名停止の措置、小牧市が行う事務及び 事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月25日付け小 牧市長・愛知県小牧警察署長締結)に基づく排除措置又はこれに準ず る措置を受けていない者
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
  - (5) 業務を単体企業で受託することができる者

(公募の公告)

- 第4条 市長は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業 務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等で公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザルへの参加表明書その他別に定める提出書類(以下「提出書類等」という。)を市長に提出しなければならない。

(審査)

- 第6条 市長は、別に定める(仮称)小牧市こども未来館講座等開催業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)に提出書類等の内容の聴取等を行わせ、業務について技術的に最適な者及び次点者 1者を選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。
- 2 市長は、前項の報告に基づき、業務について技術的に最適な者及び次 点者1者を特定するものとする。
- 3 プロポーザルへの参加表明書を提出した者が1者の場合においては、 市長は、審査委員会に当該者に係る提出書類等の内容の聴取等を行わせ、 及び第1項の規定にかかわらず、その結果を市長に報告させるものとし、 当該者が優秀であると市長が認めたときは、その者を業務について技術 的に最適な者として特定するものとする。
- 4 市長は、前2項の規定により技術的に最適な者として特定した者(以下「最優秀者」という。)及び第2項の規定により次点者として特定した者に対してはその旨を様式第1により、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。

(審査結果の公表)

第7条 前条第2項及び第3項の規定により特定された者については、同 条第4項の通知後、速やかに市ホームページにおいて公表するものとす る。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な 事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第6条第4項に規定する通知をもって、その効力を失う。

		第		号
		年	月	日
様				
	1 #b <del> </del>	rn.	7	
	小牧市長	印	]	
(仮称)小牧市こども未	来館講座等開催業	務委託プロ	ポーザ	
ルの審査結果について(				
このことについて、審査を実	施した結果、貴社	を下記のと	おり当	á 業 務
の∫最優秀者 として特定しまし	たので通知します。			
次点者				
	記			
1 審査結果				
2 貴案に対する講評				
3 その他				
問合せ先:				
IM IT E ル・				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

 第
 号

 年
 月

 日

様

小牧市長

印

(仮称)小牧市こども未来館講座等開催業務委託プロポーザルの審査結果について(通知)

このことについて、審査を実施した結果、貴社については、下記のと おり当業務の最優秀者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされ、真摯に 取り組んでいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

記

特定しなかった理由

問合せ先:

備考用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。